明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○日本中央競馬会の平成三十一事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（二六）　二

○健康増進法施行令の一部を改正する政令（二七）　三

○健康増進法施行令及び消費者庁組織令の一部を改正する政令（二八）　三

〔告　示〕

○特定国外派遣組織を指定する件（総務五二）　四

○日本国に帰化を許可する件（法務四一）　四

○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第十三条第一項の規定による変更の届出があった件（同四二）　四

○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同四三）　四

○種苗法第四十九条第一項第四号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産四三三～四三五）　四

○工業標準化法第二十八条第一項の登録の更新をした認証機関の件（経済産業三八）　五

○砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件（国土交通二二九）　五

○海上における空対空射撃訓練を実施する件（防衛二九～三三）　五

○海上における空対空射撃訓練及び試験並びに水上標的に対する射爆撃訓練及び試験を実施する件（同三四）　六

○海上における空対空射撃訓練及び水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同三五）　六

○海上における水上標的に対する射爆撃訓練を実施する件（同三六）　六

○道路に関する件（東北地方整備局四二、四三）　七

○道路に関する件（北陸地方整備局一五）　七

○道路に関する件（近畿地方整備局一八、一九）　八

○都市計画に関する件（同二〇）　八

○道路に関する件（中国地方整備局一三、一四）　八

○白川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件（九州地方整備局一五）　八

○都市計画に関する件（沖縄総合事務局一一、一二）　八

〔国会事項〕

法務省　最高裁判所

〔人事異動〕

〔叙位・叙勲〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）　九

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（北海道運輸局最低賃金公示二、北陸信越同二、中国同二）　九

国家試験

平成三十年度一級及び二級管工事施工管理技術検定合格者の公告並びに合格証明書交付申請の受付（国土交通省）　一〇

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公　告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分関係　一〇

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、会社更生、再生関係　一〇

特殊法人等

警察共済組合役員の就・退職、企業年金基金変更関係　一〇

会社その他　一四

本号で公布された法令のあらまし

◇日本中央競馬会の平成三十一事業年度における日本中央競馬会法第二十九条の二第三項の割合を定める政令（政令第二六号）（農林水産省）

1　日本中央競馬会が、平成三一事業年度において、平成三〇事業年度の剰余のうち特別振興資金に充てることができる割合を一〇〇分の一〇〇とすることとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇健康増進法施行令の一部を改正する政令（政令第二七号）（厚生労働省）

1　多数の者が利用する施設のうち、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設である特定施設は次に掲げる施設とすることとした。（本則関係）

(一)　学校教育法（昭和二二年法律第二六号）第一条に規定する学校（専ら同法第九七条に規定する大学院の用途に供する施設を除く。）その他二〇歳未満の者が主として利用する教育施設

(二)　医療法（昭和二三年法律第二〇五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所及び同法第二条第一項に規定する助産所

(三)　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三五年法律第一四五号）第二条第一二項に規定する薬局

(四)　介護保険法（平成九年法律第一二三号）第八条第二八項に規定する介護老人保健施設及び同条第二九項に規定する介護医療院

(五)　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二六年法律第五〇号）第二九条第一項に規定する難病相談支援センター

(六)　施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう。）の用途に供する施設